

会 議 録

〈2022年度 愛知県入札監視委員会第4回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2022年度第3四半期における発注工事について政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、環境局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、経済産業局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答(要旨)
<p>(病院事業庁の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3件とも更新工事とのことだが、契約業者が設置工事を行うものか。 ・予定価格はどのように決めているのか。 ・他の業者ではやりようがないものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約業者の製品の一部を更新、修理するものである。 ・業者から見積を徴取して、管理費等については県の基準で積算・比較したところ、安価であり、また正当性があると判断して、見積を参考に予定価格とした。 ・今回の機器については、大きな機器の中の末端機器や付属機器であった。また、機器全体の保守も当該業者が行っていたため、技術が要るといふことで随意契約とした。
<p>(総務局の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県三の丸庁舎エレベーター改修工事について随意契約にしなければならない理由は何か。 ・東三河総合庁舎エレベーター改修工事と比べて、契約金額が大きいのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件工事のエレベーターは、契約業者が独自の技術により設計及び製造したものである。今回エレベーターに設置する戸開走行保護装置について、その仕様はメーカーごとに異なっており、当該エレベーター用の保護装置の仕様は、当業者が独自の技術によりシステム設計及び製造したものであることから、他者にも公開されておらず、当業者でなければ施工することができないため、随意契約とした。 ・担当に確認ができ次第、書面にて回答させていただく。 (後日以下のとおり回答があった。) ・三の丸庁舎エレベーター改修工事が東三河総合庁舎エレベーター改修工事に比べ、契約金額が高い要因として、①エレベーターの台数が東三河総合庁舎の3台に対し、三の丸庁舎は4台であること、②庁舎の階数が東三河総合庁舎の地上5階地下2階の計7階に対し、三の丸庁舎は地上8階地下3階の計11階と、より多層階となっていること、③三の丸庁舎の方が老朽化が進んでおり、改修の必要な箇所が多いこと、などが挙げられる。

<p>(政策企画局の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約をした理由や請負率など、今までのジブリパークの工事契約と同じ考え方と認識してよいか。 <p>(農業水産局の指名競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模治山事業第5号工事の辞退者が指名業者22者中20者と多い理由及び請負率が100%と高い理由は何か。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札を工事が少ない時期に行うことはできなかったのか。 <p>(建設局の指名競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路改築工事2件について、一方は、指名業者12者に対して辞退者が11者と多く、請負率も100%と高いが、もう一方は、同じ豊田市内の道路工事でありながら、指名業者12者に対して辞退者は2者で、請負率は96.4%である。比較してどう考えるか。 <p>(教育委員会の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千種豊学校ひがしうら校舎教育情報通信ネットワーク環境施設整備工事について、1者入札となった理由は何か。 ・特殊な工事か。 ・今後1者入札を解消する努力をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、別途発注している「魔女の谷」エリア及び「もののけの里」エリア本体工事の内、「もののけの里」エリアと隣接し、本体工事用の進入口と重複する区域での工事となっている。 ・本体工事を請け負っている業者とは別の業者となった場合、進入口が1か所のみであることに加え、本体工事と同時期の施工となることから、搬入路や仮囲い等の安全管理を一体的に行わなければ事故が生じうるため、本体工事の請負業者との1者随意契約としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・辞退者が多い理由については、辞退届によると、14者が「技術者の配置が困難」、4者が「自社都合」であり、主な理由は、技術者の配置が困難ということである。これは、入札時期が業者の手持工事が多くなる第3四半期であるという事情を反映したものと思われる。 ・請負率については、この工事が崩壊した山腹にコンクリートの土留工を設置する工事であり、工事場所が豊橋市道に近いことから、安全面や施工性の配慮が必要なため、高くなったと推測している。 ・予算の事情等によりこの時期の入札となる工事もあるが、この工事ではフレックス方式を活用しており、入札参加者が増えるよう工夫している。 <ul style="list-style-type: none"> ・辞退者が多く請負率が高い工事については、建設資材価格の高騰や配置技術者の確保が困難等の要因で辞退が多かったと推測される。また、交通規制を伴う工事のため交通整理員の確保など条件的に厳しかったと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・今回落札した業者の他にも想定する業者があったが、応札されなかった。 ・特殊な工事ではない。 ・承知した。
--	---

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、10月から12月までの発注工事について、15局庁等の発注工事の中から防災安全局、農業水産局、警察本部の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○令和4年度ゼロメートル地帯広域防災活動拠点整備工事【防災安全局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度から使用できるように工事を行ったという説明があったが、南海トラフ地震等の発生する可能性があるという観点からであるか。 ・今回の競争入札で8者指名しているが、6者が入札に参加していない。辞退理由として技術者の配置不足が多かったという説明であったが、異なる時期に発注することはできなかったのか。 ・本工事は最終段階の工事であるか。 ・無効が1者あるが、具体的な理由を教えてください。 ・請負率が高いという印象だが、落札者と最も入札額が高い業者の金額の差は現場管理費と一般管理費の金額の違いである。そのような場合に懸念される事項は管理費の適正性であるが、その点は考慮し、契約を締結しているか。 ・現場管理が徹底されていなかったと耳にすることがあるので、県全体として徹底してほしい。 ・本工事では、入札参加資格には5つの要件があり、防災安全局の内規で8者以上という取り決めがあるため、上位8者に選定したとあるが、要件を満たす業者数を教えてください。 ・本工事の発注時期は技術者の配置が困難ということは時期的に予想できると思うが、内規に規定されている最低限の8者とした理由は何か。 ・8者指名した際には、技術者の配置が困難な場合もあると認識をして、工事発注を 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・防災倉庫の建築工事を別途発注しており、2月10日に完了する見込みである。建築工事が終了しない限り、本工事が着手できないため、令和4年10月発注になってしまった。 ・本工事が本活動拠点の最終工事である。 ・不着のため、推測になってしまうが、辞退者同様、技術者の配置不足が推測される。 ・本工事の設計・発注では、建設局の歩掛を用いて、適切に算出している。 ・承知した。 ・45者である。 ・8者指名しておけば、落札できるという認識でいたからである。 ・技術者の配置が困難である可能性もあると推測したが、先ほどの質問同様、落札できる

<p>行ったのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の配置が困難と分かっているのであれば、より多くの業者を指名した方がよかつたのではないか。 ・別の工事が本日終了予定であり、その後着手ということだったが、10月に契約し、2月に着手ということは10月から2月の間は何もしていなかったのか。 ・一般競争入札の方が時間もかかるし、不調・不落のリスクも考慮して、指名競争入札を実施したということか。 ・指名競争入札の方が落札の可能性が高いということは一般競争入札では不調になるリスクがあるということである。不調・不落になれば、再度入札を実施しなければならないため、時間がかかる。その場合、間に合わないという判断をしたということか。 ・津波の浸水想定をベースに設計されていると思うが、高潮の浸水の可能性は低いのか。 ・高潮の浸水想定で浸かりそうな場合、こども浸水するのか。 	<p>という認識であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点数の上位8者は会社の実績と規模から判断しても問題ないと認識していたが、ご指摘のとおり、上半期を過ぎた時期でもあったため、今後は配慮しながら、指名業者数を考えていきたい。 ・先ほどの説明に語弊があった。今まで何もしていないわけではなく、本日、完了予定の防災倉庫の建築工事の影響の少ない箇所については、順次現場に入り、測量等も既に着手している。 ・時間が問題ではなく、確実に落札できるか否かに焦点を当て、指名競争入札を行った。 ・お見込みのとおりである。 ・高潮については1,000年に1度の場合、対策が難しいので、避難を組み合わせることで対策をしていきたいと考えている。 ・浸水想定では、高潮の浸水の方が高い。1,000年に1度の最大想定の場合、津波よりも高いが、高潮は予測できるため、事前避難にて対策する。高潮の程度によって、ゼロメートル拠点は活用できると考えている。
--	---

○防災ダム事業 玉越池地区 その2工事【農業水産局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・抽出事案及び比較対象事案を指名競争入札としたのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水産局及び農林基盤局においては、予定価格が5千万円以上の工事に加え、予定価格1千万円以上5千万円未満の工事のうち半分程度を一般競争入札で発注することを目標としている。両事案は予定価格が5千万円未満であり、さらに抽出事案は、漁協や土地改良区などとの調整に不測の時間がかかり発注時期が遅くなり、出来るだけ工期を確保するため、迅速に契約手続きを進める必要があつ

<ul style="list-style-type: none"> ・比較対象事案は工期が長いがフレックス方式を採用しているといった事情があるのか。 ・入札制度としては一般競争入札が基本となるべきであり、指名競争入札は必要性がある場合に限られるべきではないか。 ・比較対象事案に施工上の支障はないのではなかったか。 ・一般競争入札を選択できるようもっと早い時期に入札をすることはできなかったのか。 ・抽出事案は15者中12者が辞退しているが、辞退理由は何か。 ・3者は入札に参加しているので競争原理は働いているということか。 ・抽出事案は辞退者が多く、請負率が高いが、今後工夫すべき点はあるか。 ・忙しいとは思いますが調整をして一般競争入札を増やしてほしい。 ・予定価格1千万円以上5千万円未満の工事の半分は一般競争入札で実施しているのか。 ・指名競争入札の7件はどのようにして選んでいるのか。 	<p>たことから指名競争入札とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレックス方式を採用してはいないが、地元調整に時間がかかってこの時期の発注となり、また予定価格が5千万円未満であったので指名競争入札とした。 ・比較対象事案も地元調整が原因で発注が遅れたため、翌年の通水に影響がないよう早く工事に取りかかる必要があった。 ・翌年の春には農業用ため池の水を使えるように工期を設定する必要があった。 ・冬に水を使うぶどう畑の水利用について調整に時間がかかり、この時期の入札となった。 ・「技術者の確保困難」が7者、「積算価格が見合わない」が3者、「自社都合」が2者である。入札時期が12月であり、配置できる技術者がいなかったのではないかと考えている。 ・はい。 ・工事の事前調整をできるだけ早く行っていきたい。 ・はい ・知多農林水産事務所の令和4年12月末現在での農地関係工事の実績は、15件中7件、概ね5割が一般競争入札である。 ・時間の制約があり迅速に契約手続きを進める必要がある案件を指名競争入札としている。
--	---

○道路標示の塗装工事及び抹消工事（第6回）尾張B地区【警察本部】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・今回3件を抽出したが、発注工事一覧表を確認すると、道路標示の塗装工事及び抹消工事はどの工事でも93パーセント台で落札されている。他種工事においても92パーセント前後が非常に多くて同じ落札率が 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に当たっては、透明性及び客観性の確保と入札不調を回避するため、予定価格を事前に公表しているほか、適正な入札価格を確保するため、最低制限価格を設定している。最低制限価格は、予定価格の92パーセントを

<p>並んでいる。どこにその原因があると考えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を公開しているということか。 ・他の部局では、そういう事例がないように思うが、県警において同じ落札率となる入札が多いのはどうしてか。 ・一般競争入札で、辞退者がいないということは、業者にとって利益が非常に大きい、やり易い工事なのかと思うので、予定価格等を見直していく必要があるのではないか。 ・最低制限価格の計算方法を教えてほしい。 ・抽出事案説明書の入札執行結果の経緯欄の見込み対象者数というのがあり、ここに書いてある25者、21者、25者とあるが、これは入札参加資格に合う業者の全ての数か。 ・先ほどから93パーセント台の請負率が多く、そのことについて警察本部が想定している理由はわかったが、業者に確認したことはあるか。 ・今回見ると、落札したいという92パーセント前後で入れているところは1者しかなくて、他は全部92パーセントより高いが不自然ではないか。 	<p>上限として算定することになっており、最低制限価格を下回らないような価格である93パーセント前後で落札されることは不自然ではないと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格は公表していない。最低制限価格の算定方法については、愛知県のホームページで公開されているが、最低制限価格そのものがわかるというわけではない。 ・入札業者は、予定価格の92パーセント以上で入札すれば最低制限価格を下回って失格になることはないと考えていると考えられる。入札参加者は常に20者以上あり、多数の業者との競争になるため、公表されている過去の入札結果を踏まえ、どうしても落札したい案件については予定価格の93パーセント付近で入札しているのだと考えている。 ・ご指摘のとおり、落札率93パーセント台が続いているのであれば、予定価格をもう少し下げても落札されると思うので、今後、予定価格の見直し等を検討していきたいと考えている。 ・愛知県建設局、都市・交通局、建築局が出している建設工事に係る最低制限価格・調査基準価格・失格判断基準の算定式というものがああり、算定式で算出した額が予定価格の92パーセントを超える場合については、92パーセントに相当する額と決まっており、これは愛知県のホームページで確認することができる。 ・そうではない。全ての業者を把握している訳ではないが、小さい業者を含めれば100以上あると思われる。しかし、警察本部で発注する規模の公共工事に対応できる業者となると、それくらいの数になると考えられる。 ・各業者とも警察以外の仕事も抱える中で、落札できたら良いという時と落札したい時の差はあるということは聞いている。 ・県警としては、適正かつ公平な入札を執行した結果としか回答ができない。しかし、ご指摘のとおり、不自然という思いはある。
---	---

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。

入札については執行状況を適宜精査するなどして、より競争原理が働くような工夫を継続的に行っていただきたい。

今後も引き続き入札契約事務の適正な執行に努めていただきたい。

【その他】

(1) 委員の退任・再任について

(2) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について

(3) 次回の定例会議の日程について